

令和 8 年度国民健康保険パンフレットの一部変更について

令和 8 年度国民健康保険パンフレットに一部変更がありましたのでお知らせします。

◆ 1 4 ページについて

令和 8 年 6 月 1 日以降、入院したときの食費・居住費用が以下の通り変更になります。

◎入院したときの食費

所得区分		食費（1食につき）
下記以外の人		550円
●住民税非課税世帯	90日までの入院	270円
●低所得者Ⅱ	90日を超える入院（過去12か月の入院日数）	220円
低所得者Ⅰ		130円

※指定難病患者等は330円です。

◎ 6 5 歳以上の人 が療養病床に入院したときの食費・居住費

所得区分	食費（1食につき）			居住費（1日につき）	
	右記以外の人	入院医療の必要性が 高い人	指定難病患者	右記以外の人	指定難病患者
下記以外の人	550円	550円	330円	430円	0円
●住民税非課税世帯 ●低所得者Ⅱ	270円	270円※	270円※		
低所得者Ⅰ	160円	130円	130円		

※90日以上を超える入院（過去12か月の入院日数）の場合は申請により220円になります。

	食費（1食につき）	居住費（1日につき）
境界層該当者	130円	0円

◆ 20、21 ページについて

令和8年8月1日以降、高額療養費の上限額が以下の通り変更になります。

適用区分		年収目安	入院＋外来【月額上限】 (世帯ごと) 〈多数回該当〉	入院＋外来【年間上限】 (世帯ごと)	外来 (個人ごと) ※70歳以上のみ
70歳未満	70歳以上				
区分ア	現役並みⅢ	約1160万円～	270,300円＋1％ 〈140,100円〉	1,680,000円	－
区分イ	現役並みⅡ	約770万円～約1160万円	179,100円＋1％ 〈93,000円〉	1,110,000円	－
区分ウ	現役並みⅠ	約370万円～約770万円	85,800円＋1％ 〈44,400円（※1）〉	530,000円	－
区分エ	一般Ⅰ・Ⅱ	～約370万円	61,500円 〈44,400円（※1）〉	530,000円（※2）	月額上限22,000円 (年間上限21.6万円)
区分オ	－	住民税非課税 【70歳未満】	36,900円 〈24,600円〉	290,000円	－
－	住民税 非課税世帯Ⅱ	住民税非課税 【70歳以上】	25,700円 〈24,600円〉	290,000円	月額上限11,000円 (年間上限9.6万円)
－	住民税 非課税世帯Ⅰ	住民税非課税 (年金収入約80万円以下など) 【70歳以上】	15,700円	180,000円	月額上限8,000円

※1 年収約200万円未満である者は、令和9年8月以降、多数回該当の金額が引き下がる（44,000円→34,500円）。

※2 年収約200万円未満であることが確認できた者は、年間上限41万円を適用し、令和9年8月以降に償還払い。

◆ 21 ページ（★70歳以上75歳未満の人の所得区分について）

下線部に変更します。

各世帯員の所得合計が、必要経費・控除（公的年金は控除額80.67万円（令和8年8月からは82.65万円）。給与所得から10万円控除）を差し引いたときに0円になる。